

第76回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

CONTENTS

■ 第76回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る 報酬枠再設定の件	8
第3号議案 取締役3名選任の件	12
第4号議案 監査役3名選任の件	16
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	20
（添付書類）	
■ 事業報告	21
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	39
■ トピックス	43

株主総会会場ご案内図

証券コード：8622

MITO 100

おかげさまで100周年
～そしてこれからも～

MITO

水戸証券株式会社

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳
しくは5頁をご参照ください。

<https://s.srdb.jp/8622/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、スマート行使または書面等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主さまへのお土産のご用意はございません。



ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第76回定時株主総会招集ご通知をお届けします。

当社は、本年4月1日、創業100周年を迎えました。これもひとえに株主さま、お客さま、関係者の皆さまの温かいご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

大正10年（1921年）茨城県水戸市で創業し、昭和、平成、令和と時代が移り変わる中でも、お客さま第一という姿勢を貫き事業活動を展開してまいりました。これからもお客さまのニーズに合った、質の高い金融サービスを提供していくとともに、これまで築いてきた信頼を礎に、さらなる飛躍を目指してまいります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **小林 克徳**



経営理念 水戸証券は、顧客・株主・社員にBESTをつくる企業でありたい

行動指針 CHALLENGE TOGETHER

- 変化に挑戦しよう
- 成果に挑戦しよう
- 自己に挑戦しよう

コーポレートスローガン Humanitation — 信頼のきずな —

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた対応について

<当社の対応>

- ・新型コロナウイルス感染症の予防措置として、役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔を開けた配置としております。また、本総会会場において、その他感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行う予定でありますが、一部簡略化する場合もございますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<株主さまへのお願い>

- ・感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、スマート行使または書面等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまは特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

<来場される株主さまへのお願い>

- ・ご来場の株主さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
 - ・ご来場された場合は、必ず受付時にアルコール消毒を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、上記の内容を更新する場合がございますので、ご出席を検討される株主さまにおかれましては、事前に当社ウェブサイトをご覧くださいようお願い申し上げます。

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号

水戸証券株式会社

代表取締役社長 小林克徳

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、スマート行使または議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) より、**2021年6月23日(水曜日)午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号 当社水戸支店 7階会議室
3. 目的事項

報告事項	第76期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内 次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正の内容を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。

なお、監査役会および会計監査人が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。

当社ホームページ <https://www.mito.co.jp/>

▶ 議決権の行使についてのご案内

スマートフォンによる議決権行使



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

詳しくは5頁をご覧ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時まで

パソコンによる議決権行使



パソコンからの議決権行使は、下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただく
ことによるのみ可能です。

詳しくは6頁をご覧ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

詳しくは6頁をご覧ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時必着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、
議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会
開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時開催
(受付は9時に開始いたします)

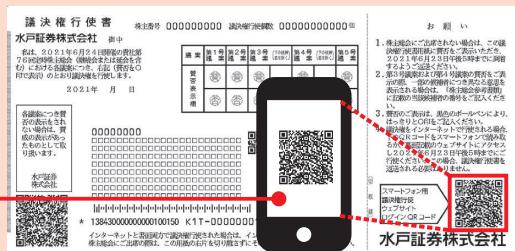


スマートフォンによる議決権行使

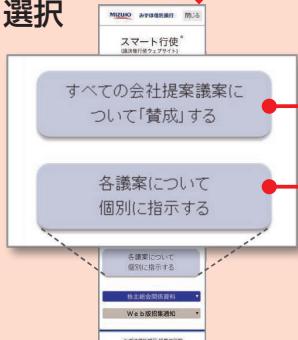
行使期限 2021年6月23日(水曜日)午後5時まで

STEP 1 QRコードを読み取る

お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る



STEP 2 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

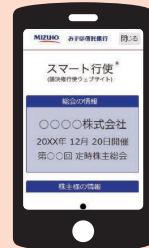
画面の案内に従って
行使完了です。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「ネットで招集」からも「スマート行使」にアクセスいただけます。

「ネットで招集」の「スマート行使」ボタンを選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。

アクセスはこちら





パソコンによる議決権行使

行使期限 2021年6月23日(水曜日)午後5時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> をご利用いただくことによりのみ可能です。



議決権行使ウェブサイト

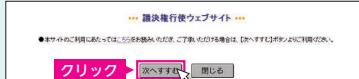
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または

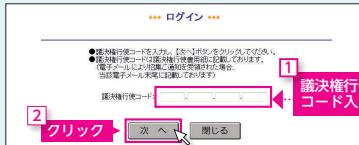
議決権行使 みずほ

検索

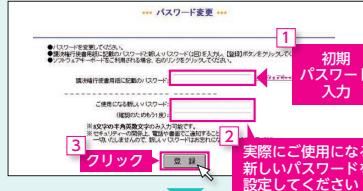
STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



STEP 2 ログイン



STEP 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。



書面による議決権行使

行使期限 2021年6月23日(水曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権数 0000000000

水戸証券株式会社 申中

お 願 い

1. 権利欄にご記載された議案は、ご所属の株主様ご本人がご本人の意思で議決権を行使するものとさせていただきます。ご本人以外の方がご本人の意思で議決権を行使する場合は、議決権行使書に必要事項を記載の上、ご本人の署名捺印をいただく必要があります。
2. 一部の議決権行使書は、インターネット投票システムと併用してご使用いただけます。併用のご利用は、併用可能な議決権行使書に記載されている事項を必ずご確認ください。
3. 併用のご際は、紙の議決権行使書による投票とインターネット投票との両方でご投票を行うことはできません。
4. 議決権行使書は、インターネット投票システムと併用してご使用いただけます。併用のご利用は、併用可能な議決権行使書に記載されている事項を必ずご確認ください。

議決権行使書 水戸証券株式会社

→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案・第2号議案・第5号議案】

賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

【第3号議案・第4号議案】

全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 ⇒ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を記入

お問い合わせ先について インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

⚠️ ご注意

- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- パスワード(株主さまが変更されたものを含みます)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて (機関投資家の皆さま)

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の株主還元は、株主の皆さまにベストを尽くすという経営理念に基づき、配当については配当性向50%程度を基本に、継続性や純資産の状況その他の経営判断を考慮し、実施することを方針としております。

当社はおかげさまで、本年4月1日に創業100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆さまおよび関係者各位のご愛顧とご支援の賜物と、厚く御礼申し上げます。つきましては、株主の皆さまへ感謝の意を表するため100周年の節目となる2021年度中にお支払いする2021年3月期期末配当および2022年3月期中間配当において、記念配当を実施することといたしました。当期の期末配当金につきましては、普通配当8円に加え1株当たり2円の記念配当を実施させていただき、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金6円を含め、1株につき16円となります。

1. 配当財産の種類 金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円 (うち、普通配当金8円、創業100周年記念配当金2円)

総 額

651,213,800円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知33頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第61回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額400百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名から変更はございません。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、80百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式333,800株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に80百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所の市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は560,000株となります。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度において、当社が経営目標として掲げる計数目標の達成度合いを勘案して計算される数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり

当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役に給付

される株式を除く。)については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 魚津亨、阿部進、石井克幸の3名の任期が満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役 在任 年数	取締役会への 出席状況
1	うお づ とおる 魚 津 亨 再任	代表取締役副社長	8年	19回/19回
2	あ べ すすむ 阿 部 進 再任	常務取締役	4年	18回/19回
3	いし い かつ ゆき 石 井 克 幸 再任	常務取締役	4年	19回/19回



取締役会出席状況
19回/19回

▶生年月日 1959年10月1日生

▶所有する当社株式の数 28,700株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1983年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行

1999年 4月 同行営業第五部次長

2005年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）
業務管理部業務推進役

2007年 4月 同行業務管理部フィナンシャルイノベーション室長兼
業務推進役

2009年 4月 同行事務統括部部長

2012年 7月 同行事務サービス推進部部長

2013年 4月 同行執行役員

2013年 5月 当社入社

当社常勤顧問

2013年 6月 当社常務取締役

2015年 4月 当社取締役副社長

2018年 6月 当社代表取締役副社長（現任）

2020年 6月 当社監査部、経営企画部、財務部、コンプライアンス部、
業務指導部、審査部管掌（現任）

[取締役候補者とした理由]

魚津亨氏は、銀行での豊富な経験や金融知識および知見を活かした業務遂行に加えて、制度や法務面も熟知しております。銀行時代に築いた幅広いネットワークを使い、様々な角度から新鮮な情報収集を行的確な業務運営に繋げております。また、代表取締役、内部管理統括責任者として、当社のガバナンス体制の構築に欠かせない存在であります。今後も蓄積した知識や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、引続き取締役候補者いたしました。

2 阿部

すすむ

再任



取締役会出席状況
18回/19回

▶生年月日 1961年2月18日生

▶所有する当社株式の数 37,300株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社
2000年 3月	当社投資情報部長
2007年 7月	当社商品企画部長
2008年 7月	当社ラップビジネス準備室長
2008年 8月	当社執行役員
2017年 6月	当社取締役
2020年 6月	当社人事部、人材育成部、投資情報部、投資顧問部管掌(現任)
2020年 6月	当社常務取締役(現任)

[取締役候補者とした理由]

阿部進氏は、投資情報部長、商品企画部長、執行役員経営企画部担当と本社の枢要ポストを幅広く経験し当社のリサーチ部門強化、販売商品の選定、経営戦略の策定に深く関わってまいりました。またファンドラップの立ち上げ時から関与し当社の戦略商品に育て上げることに寄与するとともに、これまでに築いた社内外のネットワークも活かし当社に大きく貢献しております。今後、当社の戦略を推進していくうえで、その知識や知見を他取締役と共有し、意思決定できる力を有していることから、引続き取締役候補者としたしました。

3

いし い かつ ゆき
石 井 克 幸

再 任



取締役会出席状況
19回/19回

▶生年月日 1962年1月23日生

▶所有する当社株式の数 34,200株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1984年4月 当社入社

2005年2月 当社千葉支店長

2007年10月 当社草加支店長

2010年3月 当社水戸支店長

2010年4月 当社執行役員

2017年6月 当社取締役

2020年6月 当社リスク管理部、商品企画部、商品部、法人営業部、
地域法人部管掌（現任）

2020年6月 当社常務取締役（現任）

[取締役候補者とした理由]

石井克幸氏は、現場での営業経験が長く執行役員水戸支店長を含め3店舗の支店長として当社のリテール営業の強化に貢献してまいりました。その後本社において営業ブロック長や営業企画部担当の執行役員として営業推進の重要な役割を担ってまいりました。営業面における現場・本社での幅広い経験や知見に加え、社内外の豊富なネットワークと情報発信力を備えており、今後の競争環境変化の中で、対面リテールを軸とした経営戦略を強化推進していくうえで欠かせない人物として、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2020年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大野了一、尾林雅夫の2名の任期が満了となり、また、監査役 沖村哲志氏は辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 地位	監査役 在任 年数	取締役会・ 監査役会への 出席状況
1	おお つき たけし 大 槻 剛 新任	常務執行役員	—	—
2	おお の りょう いち 大 野 了 一 再任 社外 独立	社外監査役	19年	取締役会 19回/19回 監査役会 13回/13回
3	おお にし みよえ 大 西 美世恵 新任 社外 独立	—	—	—

1

おお
大 槻たけし
剛

新任



- ▶生年月日 1961年6月15日生
 - ▶所有する当社株式の数 14,600株
 - ▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位
- | | |
|----------|--------------|
| 1985年4月 | 当社入社 |
| 2010年1月 | 当社財務部長 |
| 2014年4月 | 当社経営企画部長 |
| 2015年10月 | 当社執行役員 |
| 2020年4月 | 当社常務執行役員（現任） |
| 2021年4月 | 当社財務部担当（現任） |

【監査役候補者とした理由】

大槻剛氏は、入社以来主に財務部および経営企画部で多くの経験と実績を積み重ねてきており、財務に関して幅広い知識を有しております。また、経営企画部担当執行役員として、役員へ有効かつ積極的な意見具申を行っているほか、経営計画の策定やコーポレートガバナンス・コード改正対応等においても中心的な役割を果たしております。このように、財務、経営全般に関する高い専門性と知見を有することから、当社の経営に対する監査を有効に機能させることができると判断し、監査役候補者といたしました。

2 ^{おお}大 ^の野 ^{りょう}了 ^{いち}一 再任 社外監査役 独立



- ▶生年月日 1949年4月24日生
- ▶所有する当社株式の数 13,550株
- ▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位
 - 1976年10月 司法試験合格
 - 1979年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
虎ノ門南法律事務所弁護士（現任）
 - 2002年6月 当社社外監査役（現任）

▶重要な兼職の状況

虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士

取締役会出席状況
19回/19回

監査役会出席状況
13回/13回

[社外監査役候補者とした理由]

大野了一氏は、弁護士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観・中立的な視点で監査役監査を実施いただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性確保に貢献いただけると判断し、引続き監査役候補者といたしました。なお、同氏は取引所並びに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員の資格要件を満たしております。



▶生年月日 1959年12月17日生

▶所有する当社株式の数 0株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1983年 4月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）
入社

1986年10月 同社退職

1988年12月 税理士試験合格

1989年 3月 税理士登録

1989年 4月 会田税務会計事務所開設・所長（現任）

▶重要な兼職の状況

会田税務会計事務所 税理士

[社外監査役候補者とした理由]

大西美世恵氏は、税理士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観・中立的な視点で監査役監査を実施いただけると判断しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、以上の理由により監査役候補者といたしました。また、同氏は取引所並びに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員の資格要件を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大野了一氏および大西美世恵氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大野了一氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。
4. 大西美世恵氏につきましては、戸籍上の氏名を表記しておりますが、税理士登録上の氏名は會田美世恵であります。
5. 大野了一氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、大西美世恵氏が選任された場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出をいたします。両氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。
6. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、大野了一氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、金500万円または法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当社は当該契約を継続する予定です。また大西美世恵氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、金500万円または法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者のうち、大野了一氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、大槻剛氏および大西美世恵氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2020年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

いち かわ
市 川

ゆたか
穰

補欠監査役



▶生年月日 1970年9月8日生

▶所有する当社株式の数 0株

▶略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

1999年10月 司法試験合格

2001年11月 弁護士登録（東京弁護士会）

2003年6月 虎ノ門南法律事務所弁護士（現任）

2015年6月 当社補欠監査役（現任）

▶重要な兼職の状況

虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

市川穰氏は、弁護士として法曹界における豊富な知識と経験と法律やコンプライアンスに関する高度の知見を有しており、監査役としての役割を十分果たしていただくことが期待できるため、補欠監査役候補者といたしました。同氏は取引所並びに当社が定める独立性判断基準のいずれにおいても問題となる事項はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員の資格要件を満たしております。なお、過去に会社経営に関与しておりませんが、以上の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断いたしました。

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市川穰氏は、補欠の社外監査役候補者であり、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の監査役 大野了一氏および大西美世恵氏の補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。また、市川穰氏が社外監査役に就任した場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出をいたします。
3. 社外監査役との責任限定契約について
市川穰氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を金500万円または法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。市川穰氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2020年9月27日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上



事業報告

2020年4月1日から2021年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により停滞しましたが、7月以降は回復する動きとなりました。2019年10月の消費増税の影響により停滞した状況下でコロナ禍を迎えた結果、実質国内総生産(実質GDP)は、2020年4-6月期に年率換算で29.3%下落と、戦後最大の落ち込みとなりました。しかし、7-9月期には年率換算で22.8%上昇と急回復を果たし、10-12月期も回復が継続しました。2021年1月に首都圏などで緊急事態宣言が再発令されたものの、2月の内閣府景気ウォッチャー調査では先行き判断が2018年9月以来の高水準となるなど、国内景気の回復傾向が強まりました。

当事業年度の国内株式市場は、前事業年度末のコロナ禍による急落から回復する展開となりました。2020年4~5月はコロナ禍急落から反発する動きとなり、11月は米大統領選挙の通過および新型コロナウイルス感染症向けワクチンの開発進展と接種開始による経済活動の平常化期待、2021年1~2月は米新政権による追加経済対策や米ワクチン接種の拡大による景気回復期待などが背景となり、株価は上昇トレンドとなりました。1月に首都圏などで緊急事態宣言が再発令されましたが、「世界の景気敏感株」と評される日本株は世界経済の回復期待を受けて、2月15日に日経平均株価が1990年8月2日以来となる

30,000円の大台を回復しました。最終的に、当事業年度末の日経平均株価は2020年3月末と比べ54.2%高い29,178円80銭で取引を終えました。

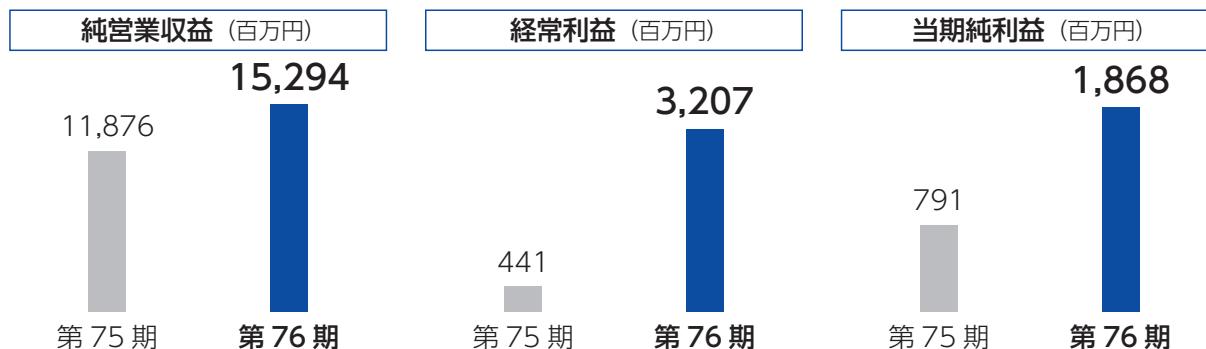
このような状況の中、当社の戦略商品であるファンドラップの残高は着実に増加し、2021年3月末の預り資産は1,132億円(前期末比124.1%)となりました。

投資信託については、第五次中期経営計画の柱であるコア・サテライト戦略を推進したことと、世界的な好市況を背景に基準価額が上昇したことから、公社債投資信託およびファンドラップを除く期末の預り残高は2,696億円(同153.6%)となりました。

近年当社が注力している米国株式については、堅調な相場が寄与し、委託と店頭取引を併せた株券売買金額は2,521億円(同170.1%)となりました。

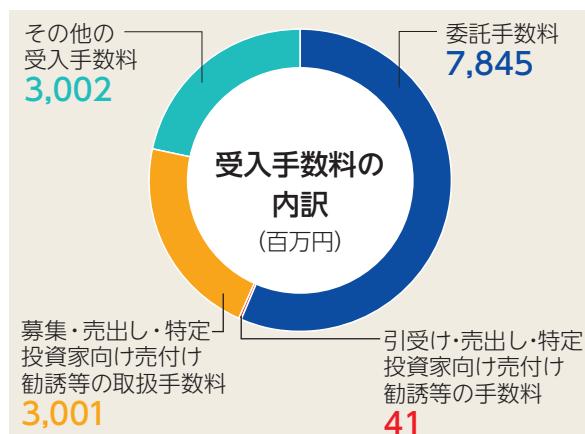
以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が153億66百万円(前期比128.6%)と増加し、営業収益より金融費用71百万円(同103.2%)を控除した純営業収益は、152億94百万円(同128.8%)と増加しました。また、販売費・一般管理費は124億77百万円(同105.1%)となり、その結果、営業利益は28億17百万円(同39,816.2%)、経常利益は32億7百万円(同726.0%)となりました。特別損失が3億59百

万円（前事業年度実績 1億80百万円）、税金費用が9億79百万円（前期比 594.0%）となったことから、当期純利益は18億68百万円（同 236.0%）と増加しました。



(1) 受入手数料

当事業年度の「受入手数料」の合計は、138億91百万円（前期比 146.4%）となりました。



イ 委託手数料

「委託手数料」は、78億45百万円（同 181.2%）となりました。これは、主に株券委託売買金額が1兆1,904億円（同 159.0%）と増加したことにより、株式の委託手数料が77億54百万円（同 182.1%）となったことによるものです。なお、受益証券の委託手数料は91百万円（同 124.9%）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、41百万円（同 72.7%）となりました。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、30億1百万円（同 137.2%）となりました。これは、世界のAI関連企業の株式や米国の持続的な成長企業、世界の質の高い成長企業に投資をする投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、ファンドラップ報酬や投資信託の代行手数料の増加等により30億2百万円（同 103.0%）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区 分	第75期		第76期 (当事業年度)	
	(2019.4.1～ 2020.3.31)	構成比	(2020.4.1～ 2021.3.31)	構成比
株 券	百万円 4,279	% 45.1	百万円 7,803	% 56.2
債 券	46	0.5	5	0.1
受益証券	5,144	54.2	6,047	43.5
その他	19	0.2	34	0.2
合 計	9,489	100.0	13,891	100.0

(2) トレーディング損益

当事業年度の「トレーディング損益」は、株券等が自己取引の売買高の減少により9億72百万円（前期比 67.2%）、債券・為替等は2億67百万円（同 34.1%）となり、合計で12億39百万円（同 55.6%）となりました。

(3) 金融収支

当事業年度の「金融収益」は、信用取引収益の増加等により1億98百万円（前期比 105.9%）、「金融費用」は信用取引費用の増加等により71百万円（同 103.2%）で差引収支は1億26百万円（同 107.5%）の利益となりました。

(4) 販売費・一般管理費

当事業年度の「販売費・一般管理費」は、「事務費」が減少する一方、「営業収益」などが増加したことに伴い賞与などの「人件費」が増加したことから、124億77百万円（前期比 105.1%）となりました。

(5) 特別損益

当事業年度の「特別損失」は、「投資有価証券評価損」2億44百万円（前事業年度実績 1億38百万円）、「投資有価証券売却損」73百万円（同 1百万円）、「和解金」32百万円（同 -百万円）、「減損損失」5百万円（同 39百万円）、「金融商品取引責任準備金繰入れ」3百万円（同 0百万円）となり、合計で3億59百万円（同 1億80百万円）となりました。

② 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

③ 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

④ 財産および損益の状況

区 分	第73期 (2017.4.1~2018.3.31)	第74期 (2018.4.1~2019.3.31)	第75期 (2019.4.1~2020.3.31)	第76期 (当事業年度) (2020.4.1~2021.3.31)
営 業 収 益	16,152	11,533	11,946	15,366
(うち受入手数料)	(11,093)	(8,974)	(9,489)	(13,891)
経常利益または経常損失(△)	3,347	△142	441	3,207
当 期 純 利 益	2,584	184	791	1,868
1株当たり当期純利益	36円93銭	2円66銭	11円86銭	29円05銭
総 資 産	67,852	63,345	60,940	71,912
純 資 産	40,394	38,070	36,535	39,709

(注) 1.「役員株式給付信託 (BBT)」および「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」に信託されている当社株式は、1株当たり当期純利益の計算上控除する自己株式数に含めております。
2.「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等を第74期の期首から適用しており、第73期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の額となっております。

⑤ 対処すべき課題

当社は2015年に策定した「経営ビジョン」(2015年度~2021年度)の達成を目指し、2019年4月に第五次中期経営計画(2019年度~2021年度)をスタートしました。

第五次中期経営計画の2年目である2020年度の実績は以下のとおりです。

項 目	①ストック収入による販管費カバー率※	②ファンドラップ預り資産
2020年度実績	23.7%	1,132億円

※ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代 hands 手数料とファンドラップ報酬の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバー出来ているかの割合を示します。

- イ. 販管費カバー率については、ファンドラップと投資信託の残高増加に伴い投資信託の代行手数料が16億30百万円（前期比103.9%）、ファンドラップ報酬は13億24百万円（同100.7%）となりストック収入は増加したものの、賞与等の費用が増加したことから23.7%となりました。
- ロ. 2021年3月末のファンドラップ預り資産は、前事業年度末から219億円増加し1,132億円となりました。

（経営ビジョン）

指針となる経営ビジョンが掲げる4つのビジョンにかかる成果と課題

1. お客さまからの信頼度No.1の会社

（成果）

- 当事業年度末時点のファンドラップおよび投資信託の預り資産残高は、経営ビジョンを掲げた2015年以降で最大となりました。
- お客さまの実現損益と評価損益を計測し、営業員の評価項目の一つとしました。

（課題）

- コア・サテライト戦略とお客さまのニーズに沿った提案を継続し、更なる安定収益基盤の拡充を目指します。
- 引き続き「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に則り、お客さまの最善の利益を追求します。

2. 社員が誇りを持って働き自己実現できる会社

（成果）

- 人材育成計画に則った社員の育成や高スキル人材の処遇向上等を行いました。
- 「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。

（課題）

- 多様な人材の管理職等への登用を継続します。
- シニア社員の働き甲斐を考慮した配置を行います。

3. 金融サービスと情報発信で地域社会の発展に貢献する会社

(成果)

- 社会貢献活動の一環である未来サポート制度で、子どもたちの生活を支援する団体への寄付を実施しました。
- 創業100周年を記念し、創業の地である水戸市と科学技術で日本をリードするつくば市に寄付を実施しました。また、スポーツ・文化・地域の発展を支援するため、各種スポンサー・協賛を実施しました。

(課題)

- コロナ禍の長期化を見据え、オンラインによる多様な情報発信を行います。
- SDGs活動の一環として、引き続き地域貢献活動等を継続します。

4. ビジネス構造の変革に挑戦し続ける会社

(成果)

- お客さまの利便性向上のため、銀行口座自動引落しを用いた積立投信の買付を可能にしました。
- コロナ禍の緊急事態宣言下において、お客さまへの情報提供が途切れることのないように、営業員用タブレットや携帯電話による在宅勤務の体制を実現しました。

(課題)

- 営業員用タブレット端末等の更なる機能向上を進め、営業活動の効率化やお客さま対応の利便性向上を目指します。
- 当社の持続的な成長のために、積立投信や資産承継等で新規口座の獲得やお客さまの年齢層の若返りを目指します。

<ご参考：第五次中期経営計画>

当社は2004年度から3年ごとに中期経営計画を策定し、お客さまの満足度向上と、安定的な収益基盤の拡大に取り組んでまいりました。2019年度からスタートした第五次中期経営計画は、第四次中期経営計画における課題を克服し、経営ビジョンを達成することを主要な目標としております。

なお、第五次中期経営計画の計数目標は経営ビジョンと同一であります。

(計数目標)

項目	①ストック収入による販管費カバー率※	②ファンドラップ預り資産
目標	30%以上 (2021年度)	1,300億円 (2022年3月末)

※ストック収入による販管費カバー率：投資信託の代行手数料とファンドラップ報酬の合計を販売費・一般管理費で除した比率であり、費用を安定収益でどれだけカバー出来ているかの割合を示します。

これらの計数目標は、市況悪化時でもお客さまへ十分なサービスを提供することや、上場企業として求められる収益の確保など、ステークホルダーの皆さまの期待に応えるために達成しなければならない項目であります。

第五次中期経営計画の主要な施策の概要は以下のとおりです。

- ① お客さま本位の業務運営の徹底を趣旨とした「行動スタイルの変革」を引き続き推進する。
- ② ファンドラップもしくは安定性重視の投資信託をお客さまのポートフォリオの中心に据えるコア・サテライト戦略により、お客さまの資産形成に寄与する。
- ③ 営業員のマーケット対応力の強化によって、お客さまへのフォローの質や市況変動時のアドバイス力などを高め、お客さまの最善の利益を追求する。
- ④ お客さまとの接触時間の増大のために営業サポート業務を新設し、更なる営業員の時間創出と業務の効率化を図る。

⑥ 主要な事業内容

(1) 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、お客さまの注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件でお客さまに販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、お客さまに販売する業務

(2) 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

(3) 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

(4) 投資運用業務

投資運用業務は、お客さまとの投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

(5) その他の業務

その他の業務は、証券先物取引業務、投資助言業務、有価証券貸借取引業務等から成り立っております。

⑦ 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号
 支店 茨城県 水戸・日立・土浦・
 つくば・石岡・取手・
 下館・かしま・守谷・
 カスタマーセンター
 埼玉県 川口・草加・熊谷・
 東松山・川越
 千葉県 千葉・柏・館山・佐原
 神奈川県 秦野・横浜
 栃木県 小山・足利
 群馬県 高崎
 福島県 いわき

※2020年5月7日に所沢支店と鶴ヶ島営業所を統合し、川越支店を開設しました。

⑧ 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
男性	549名	+12名	45.1歳	19.3年
女性	186	-8	41.5	16.5
合計または 平均	735	+4	44.2	18.6

(注) 使用人には出向社員1名、歩合外務員11名を含んでおります。

⑨ 借入先および借入額

(1) 短期借入金

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	700
株式会社常陽銀行	900
株式会社武蔵野銀行	300
株式会社筑波銀行	50
合計	1,950

(2) 長期借入金

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	800

(3) 信用取引借入金

借入先	借入金残高
日本証券金融株式会社	426

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 70,689,033株
- ③ 当事業年度末の株主数 10,649名（前期比729名増）
- ④ 大株主の状況

上位10名の株主の状況（2021年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
株式会社野村総合研究所	5,560 ^{千株}	8.53 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,291	5.05
小林協栄株式会社	3,276	5.03
株式会社常陽銀行	2,774	4.25
東洋証券株式会社	2,622	4.02
株式会社みずほ銀行	2,000	3.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,570	2.41
SINFONietta MASTER FUND	1,282	1.96
第一生命保険株式会社	1,200	1.84
株式会社武蔵野銀行	1,167	1.79

(注) 持株比率は、自己株式（「役員株式給付信託 (BBT)」および「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産分823,200株を除く5,567,653株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 11,700株	2名

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小林 克徳		
取締役副社長 (代表取締役)	魚津 亨	監査部、経営企画部、財務部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部管掌	
常務取締役	阿部 進	人事部、人材育成部、投資情報部、投資顧問部管掌	
常務取締役	石井 克幸	リスク管理部、商品企画部、商品部、法人営業部、地域法人部管掌	
取締役	五十嵐 伸	総務部、システム統括部、事務企画部、集中事務部、引受部管掌	
取締役	須田 恭通	営業第一ブロック、営業第二ブロック、営業第三ブロック、ウェルスマネジメント部、営業企画部、カスタマーセンター管掌	
社外取締役	鈴木 忠宏		
社外取締役	瀬川 章		藤田観光株式会社 特別顧問
常勤監査役	沖村 哲志		
常勤監査役	井口 英樹		
社外監査役	大野 了一		虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
社外監査役	尾林 雅夫		税理士法人日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 鈴木忠宏氏、瀬川章氏は「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 鈴木忠宏氏、瀬川章氏および監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏の四氏を、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員に指名しております。

4. 監査役 沖村哲志氏、井口英樹氏の両氏は当社経理・財務部門での業務経験を有しており、また尾林雅夫氏は税理士であることから、三氏とも財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 下釜光滋氏は、2020年6月24日辞任いたしました。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役 鈴木忠宏氏、瀬川章氏ならびに社外監査役 大野了一氏、尾林雅夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、社外取締役については金7百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないような措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2020年9月27日から1年間であります。

④ 取締役の報酬等に関する方針

(1) 方針の決定の方法

当社の「取締役の報酬等に関する基本方針」は指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性が高く、役割・責任・成果に応じたものであり、業績と連動し、中長期的な企業価値の向上に資するものであることとしております。その内容は「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」で構成され、報酬の主体となる「基本報酬」は役位に基づく基準の範囲で役

割や経験年数等を考慮したものであること、「賞与」は「経常利益」、「税引前当期純利益」などの単年度の業績に連動するものであること、「株式報酬」は中長期的な経営指標等の達成度合いに連動するものであることとしております。

5 監査役の報酬算定方針

監査役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内において、各監査役の協議により決定しております。報酬の構成は基本報酬のみであります。

6 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 名	報酬等の種類別の総額			合 計 百万円
		基本報酬 百万円	賞与 百万円	株式報酬 百万円	
取 締 役	11	189	50	3	243
監 査 役	4	43	—	—	43
合 計	15	232	50	3	286

- (注) 1. 当社の取締役報酬に関する株主総会の決議日は2006年6月29日であり、その内容は年額400百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。また、株式報酬等の額に関する株主総会の決議日は2016年6月24日であり、その内容は3事業年度で80百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く）は6名であります。監査役報酬に関する株主総会の決議日は2006年6月29日であり、その内容は年額60百万円以内であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、賞与として支給する予定の額50百万円および役員株式給付引当金繰入3百万円を含んでおります。
3. 当社の業績連動報酬には、賞与および株式報酬があります。賞与は「経常利益」および「税引前当期純利益」を指標としており、これらの金額の間の額に一定率を乗じた額としております。これらの指標を採用している理由は、賞与は単年度の利益に対する報奨と考えられているためであります。株式報酬はROE、ファンドラップ預り資産、販管費カバー率（投資信託の代行手数料およびファンドラップ報酬の合計額を販売費・一般管理費で除した値）を指標としております。それぞれの指標ごとに計数目標を掲げ、目標を達成した場合は、役職ごとにあらかじめ定められたポイント（＝株）が給付される仕組みであります。これらの指標を採用している理由は、ROEは株主に報いるための重要な指標であること、ファンドラップ預り資産および販管費カバー率は、当社の重要な課題である経営の安定化に資する指標であることであります。なお、賞与にかかる指標の実績は、経常利益が32億7百万円、税引前当期純利益は28億47百万円でありました。株式報酬にかかる指標の実績は、ROEが4.9%、ファンドラップ預り資産が1,132億円、販管費カバー率が23.7%でありました。
4. 取締役の個人別の報酬等に関しては、指名・報酬委員会において事前審議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項

当社は取締役の「基本報酬」および「賞与」の個人別の報酬の決定にあたっては、株主総会で承認された金額の範囲内で、「取締役の報酬等に関する基本方針」に基づき事前審議した指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会において代表取締役に一任しております。指名・報酬委員会の事前審議を経ることで、委任に関する権限が適切に行使されるものと考えております。

(1) 委任を受けた取締役の氏名、地位および担当（決定時点）

地位	氏名	担当
代表取締役社長	小林 克徳	
代表取締役副社長	魚津 亨	監査部、経営企画部、財務部、リスク管理部、コンプライアンス部、業務指導部、審査部管掌

(2) 委任した権限の内容

基本報酬：「取締役の報酬等に関する基本方針」および「取締役報酬規程」にある役位毎の報酬の水準に基づくことを前提に、一任しております。

賞与：「取締役報酬規程」にある役位毎の報酬の水準を基に、貢献度に応じて配分することを前提に、一任しております。

(3) 権限を委任した理由

各取締役の役割や業績等については、代表取締役が最も把握しており、権限の範囲を限定することで公正な判断ができるものと考えております。

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職その他の状況

氏名	重要な兼職その他の状況
瀬川 章（社外取締役）	・藤田観光株式会社 特別顧問
大野 了一（社外監査役）	・虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士
尾林 雅夫（社外監査役）	・税理士法人日本橋総合会計 代表社員 ・佐藤製薬株式会社 社外監査役

- (注) 1. 藤田観光株式会社と当社は一切関係がございません。
 2. 虎ノ門南法律事務所は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
 3. 税理士法人日本橋総合会計は、当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。
 4. 佐藤製薬株式会社と当社は一切関係がございません。

② 社外役員の主な活動状況

	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木 忠 宏	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、証券会社の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
取締役	瀬川 章	取締役就任後の取締役会14回の全てに出席し、サービス業の元経営者として総合的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
監査役	大野 了一	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てにそれぞれ出席し、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題等につき発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。
監査役	尾林 雅夫	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、また、監査役会13回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての立場から、当社の会計処理等につき発言を行っております。また、指名・報酬委員会において、独立した客観的立場から発言を行っております。

③ 社外役員に対する報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5 名	26 百万円

(注) 社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

5. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

33百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

2. (2)の金額は非監査業務の対価を含めて記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から前事業年度の業務実績ならびに当事業年度の監査計画の概要および監査報酬等の見積りの算定根拠等について説明を受け、社内関係部署から同業他社の会計監査

人の報酬等の資料を入手し、当該監査計画の内容および報酬等の見積りの妥当性を検証した結果、当該監査計画は相当であり、報酬等の額は妥当との結論に至り、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、以下に掲げる事項に該当する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ③ 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しております。

▶ 計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		金額
科目		
(資産の部)		
流動資産		55,243
現金・預金		25,125
預託金		16,942
トレーディング商品		460
商品有価証券等		460
デリバティブ取引		0
信用取引資産		9,685
信用取引貸付金		9,097
信用取引借証券担保金		588
立替金		221
募集等払込金		1,490
短期差入保証金		648
短期貸付金		21
前払費用		142
未収入金		0
未収収益		503
固定資産		16,669
有形固定資産		3,508
建物		1,746
器具備品		390
土地		1,313
リース資産		21
その他		37
無形固定資産		321
電話加入権		51
ソフトウェア		269
投資その他の資産		12,839
投資有価証券		12,065
出資金		5
従業員に対する長期貸付金		15
長期差入保証金		739
その他		31
貸倒引当金		△17
資産合計		71,912

負債・純資産の部		金額
科目		
(負債の部)		
流動負債		26,725
約定見返勘定負債		7
信用取引借入金		1,248
信用取引貸証券受入金		426
有価証券担保借入金		822
有価証券貸取受入金		1,027
預り金		1,027
受入保証金		18,856
短期借入金		733
繰上債		1,950
未払金		6
未払費用		776
未払法人等税金		496
賞与引当金		932
その他の流動負債		681
固定負債		8
長期借入金		5,376
繰上債		800
繰延税金負債		17
退職給付引当金		1,760
従業員株式給付引当金		2,232
役員株式給付引当金		166
資産除去債		9
その他の固定負債		340
特別法上の準備金		48
金融商品取引責任準備金		101
負債合計		32,203
(純資産の部)		
株主資本		34,597
資本		12,272
資本剰余金		6,264
資本準備金		4,294
その他資本剰余金		1,969
利益剰余金		17,561
その他利益剰余金		17,561
別途積立金		7,247
繰越利益剰余金		10,313
自己株		△1,500
評価・換算差額等		5,111
その他有価証券評価差額金		5,111
純資産合計		39,709
負債・純資産合計		71,912

損益計算書 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			15,366
受 入 手 数 料			13,891
委 託 手 数 料		7,845	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料		41	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料		3,001	
その他の受入手数料		3,002	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益			1,239
金 融 収 益			198
信 用 取 引 収 益		132	
受 取 債 券 利 子		18	
受 取 利 息		23	
有 価 証 券 貸 借 取 引 収 益		23	
そ の 他 の 金 融 収 益		0	
金 融 費 用			36
信 用 取 引 費 用		32	
支 払 利 息 用		38	
有 価 証 券 貸 借 取 引 費 用		0	
そ の 他 の 金 融 費 用		0	
純 営 業 収 益			15,294
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費			12,477
営 業 利 益			2,817
営 業 外 収 益			404
受 取 配 当 金 入		231	
営 業 外 費 用		172	
雑 損 失		13	
経 常 利 益			3,207
特 別 損 失			359
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ		3	
金 投 資 有 価 証 券 売 却 損		73	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		244	
減 損		5	
和 解		32	
税 引 前 当 期 純 利 益			2,847
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 額		965	
法 人 税 等 調 整 額		13	
当 期 純 利 益			1,868

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

水戸証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 太田 健 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高尾 大 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
 なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等および有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

水戸証券株式会社 監査役会

常勤監査役	沖	村	哲	志	㊟
常勤監査役	井	口	英	樹	㊟
社外監査役	大	野	了	一	㊟
社外監査役	尾	林	雅	夫	㊟

以上

水戸証券100年のあゆみ 2021年4月1日、当社は創業100周年を

昭和2年6月

1927

商号を小林株式会社に改称

昭和17年8月

1942

商号を小林証券(株)に変更

昭和19年6月

1944

有価証券業整備要綱に基づき丸水証券(株)を統合、商号を水戸証券(株)とする

昭和31年4月

1956

協同証券(株)(形式上の存続会社)と合併し商号を水戸証券株式会社に変更、本社を東京都中央区日本橋兜町一丁目へ置く

昭和43年4月

1968

改正証券取引法に基づき証券業免許取得

昭和49年4月

1974

本社を東京都中央区日本橋三丁目に移転

昭和54年1月

1979

初のテレビCM水戸黄門シリーズ放映

1920年

1930年

1940年

1950年

1960年

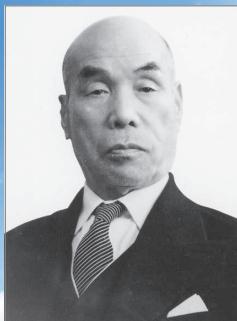
1970年

1980年

● 1921年

(大正10年) 4月

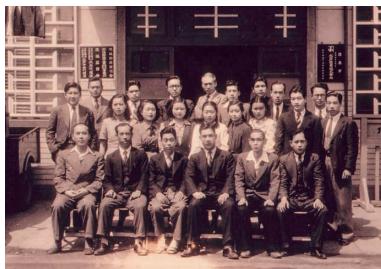
小林静が岸正と共同出資で証券業「小岸商会」を開業



創業者 小林静

● 1948年 (昭和23年) 10月

証券取引法に基づき証券業者として登録



業容の拡大に伴い茨城県水戸市南町に新社屋を建設 (1949年5月)

● 1985年 (昭和60年) 7月

総合証券となる



総合証券として一新された入社案内

迎えました。



昭和62年9月 1987
 昭和63年3月 1988
 平成10年12月 1998
 平成11年9月 1999
 平成16年11月 2004
 平成19年2月 2007
 平成19年9月 2008
 平成20年12月 2010
 平成22年9月 2011
 平成23年9月

1987 名古屋証券取引所正会員となる

1988 コーポレートスローガン、新シンボルマークの制定

1998 改正証券取引法に基づき証券業者として登録

1999 インターネット取引開始

2004 有価証券店頭デリバティブ取引業務の認可取得

2007 本社を現在の東京都中央区日本橋一丁目に移転

2008 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録

2010 水戸マルチチャネルサービス開始

2011 米国株式の委託取引を開始

2021年4月

MITO
100

おかげさまで100周年
～そしてこれから～

1990年

2000年

2010年

2020年

● 1989年 (平成元年) 4月

東京証券取引所市場第二部に上場



上場記者会見後、祈念のダルマに成就の目を入れる
小林一彦社長

● 2009年

(平成21年) 1月

投資運用業として「水戸ファンドラップ」の取扱いを開始



主力商品に成長した水戸ファンドラップ

● 2015年 (平成27年) 4月

中長期経営計画「経営ビジョン」策定



経営ビジョンの推進ポスター

● 2001年

(平成13年) 9月

東京証券取引所市場第一部に指定



東証一部指定を果たし記念撮影

トピックス



おかげさまで100周年

創業100周年

100周年記念寄付

創業100周年を記念し、創業の地である茨城県水戸市と科学技術で日本をリードする茨城県つくば市に寄付を実施いたしました。

寄付先	寄付額	活用目的
茨城県水戸市	1,000万円	水戸市立の小・中学校の楽器および書籍購入代金として活用
茨城県つくば市	500万円	つくば市が推進している科学技術の社会実装実験「つくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業」に活用

寄付贈呈式



水戸市（2021年4月19日）



つくば市（2021年4月21日）

100周年企画キャンペーン



キャンペーンを通じて、より多くのお客さまに投資機会を提供しています。

100周年記念サイトを公開中



【URL】 <https://www.mito.co.jp/100th/>

100年のあゆみを動画で紹介しています。





SDGsへの取り組み

■ フードバンク茨城の活動を支援



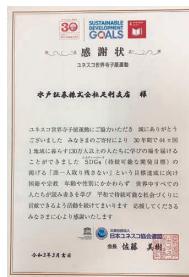
水戸支店1Fに、「きずなBOX（食品収集箱）」を設置し、株主優待品の食品を寄付するなど、子供の貧困や食品ロスへの問題に取り組んでいます。



■ 日本ユネスコ協会より感謝状を拝受



足利支店では、「ユネスコ世界寺子屋運動」へ社員が持ち寄った書き損じはがきや年賀状等を寄付しました。世界中で様々な理由により教育を受けられない人への支援に役立てられています。



■ 復興支援が実りました！



「かわうちワイン株式会社」様に寄付（2017年実施）をしたブドウの苗木300本が立派に成長し、その葡萄から今年初めてワインが完成しました。



※かわうちワイン株式会社は、東日本大震災に伴う福島県の被災地復興、および日本ワインを核とした関連産業の育成と振興を目的に、川内村が筆頭株主となり設立された官設民営会社です。

■ 「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました



社員の健康保持・増進に積極的に取り組んだ結果、経済産業省および日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。



サービス網

本店	東京都中央区日本橋2-3-10	(03) 6739-0310
本店営業部	東京都中央区日本橋2-3-10	(03) 3273-0310
水戸支店	茨城県水戸市南町2-6-10	(029) 233-0310
日立支店	茨城県日立市神峰町1-10-5	(0294) 40-0310
土浦支店	茨城県土浦市大和町9-2	(029) 824-0310
つくば支店	茨城県つくば市竹園1-6-1	(029) 856-0310
取手支店	茨城県取手市新町1-8-38	(0297) 73-0310
石岡支店	茨城県石岡市国府1-2-26	(0299) 24-0310
下館支店	茨城県筑西市丙209-1	(0296) 50-0310
かしま支店	茨城県鹿嶋市宮中2-5-14	(0299) 70-0310
守谷支店	茨城県守谷市中央1-23-1	(0297) 21-0310
小山支店	栃木県小山市中央町2-1-15	(0285) 24-0310
足利支店	栃木県足利市田中町911-1	(0284) 72-0310
高崎支店	群馬県高崎市栄町14-5	(027) 325-0310
川口支店	埼玉県川口市栄町3-8-17	(048) 255-0310
川越支店	埼玉県川越市脇田本町23-1	(049) 244-0310
草加支店	埼玉県草加市高砂2-19-20	(048) 928-0310
熊谷支店	埼玉県熊谷市筑波3-193	(048) 500-0310
東松山支店	埼玉県東松山市六反町8-3	(0493) 40-0310
千葉支店	千葉市中央区富士見2-22-2	(043) 227-0310
柏支店	千葉県柏市旭町1-2-1	(04) 7145-0310
館山支店	千葉県館山市北条2207	(0470) 20-0310
佐原支店	千葉県香取市佐原イ178	(0478) 55-0310
秦野支店	神奈川県秦野市寿町1-5	(0463) 83-0310
横浜支店	横浜市神奈川区鶴屋町3-31-5	(045) 313-0310
いわき支店	福島県いわき市平南町22	(0246) 25-0310
カスタマーセンター	(0120) 310-273	
水戸ネット	https://www.mito.co.jp/service/type/internet/	



水戸証券の理念をあらわすシンボルマーク

水戸証券の英文頭文字Mをかたどる、2つの三角形と四角形は、お客さま、株主さま、社員をあらわすとともに、それら三者にBESTをつくす企業としての意思と願望を象徴しています。

また、2つの三角形は時代を先取りする鋭敏な感性と変化に挑戦し続ける革新性を、四角形は継承すべき堅実、誠実の精神を表現しています。

コーポレートカラーであるMITOブルーは確かな情報力、創造力、知性を、MITOレッドは親しみ、人と人の心の通い合いを大切に作る人間性、そして企業と人の積極的な行動力や活力を表現しています。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
剰余金の配当の基準日	期末配当金 毎年3月末日 中間配当金 毎年9月末日
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） https://www.mito.co.jp/corporate/ir/e-koukoku/ やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社

株式に関するお手続きについて（お問い合わせ先）

<ul style="list-style-type: none"> 株主名簿管理人および特別口座に関する郵送物送付先のお問い合わせ 未受領の配当金に関するお問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> 登録情報（住所・氏名、配当金受取方法の指定等）の変更に関するお問い合わせ その他のお手続き
<p>〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-288-324（フリーダイヤル） ホームページアドレス https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html</p>	<p>証券会社の口座をご利用の株主さま ご利用されている証券会社へお問い合わせください。</p> <p>証券会社の口座をご利用されていない株主さま（特別口座に株式がある株主さま） 左記、みずほ信託銀行へお問い合わせください。</p>

配当金の受取について

「株式数比例配分方式」「登録配当金受領口座方式」「個別銘柄指定方式」のお受け取り方法を指定することができます。いずれの方式も指定されない場合は、株主さまのお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受け取りになることとなります。
※少額投資非課税口座（NISA口座、ジュニアNISA）において配当金を非課税で受け取られる場合、株式数比例配分方式をお選びください。

株主優待制度について

当社では、株主の皆さまに対する公平な利益還元のある方という観点から熟考を重ねてまいりました結果、利益還元は剰余金の配当により行うことが適切であると判断し、現行の株主優待制度を廃止することといたしました。
今後とも株主の皆さまへの利益還元については重要な経営課題として認識し、業績の向上に取り組むとともに適正な分配を実施してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会場

当社水戸支店 7階会議室

茨城県水戸市南町二丁目6番10号



最寄駅

JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。